

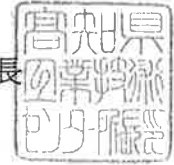
会 長	副 会 長	庶務理事	会計理事	事務局長
次 長	課 長	係 長	担 当	受 付
				岡 林



元高工技第 1077 号  
令和 2 年 2 月 26 日

高知県医師会会長 様

高知県工業技術センター所長



### 特定計量器の定期検査について

平素は、本県の計量行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、計量法第 19 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年度の特定計量器の定期検査を別添高知県公報「高知県告示第 83 号」のとおり実施します。

病院や診療所等で証明に使用する「はかり」はこの検査の対象となりますので、受検もれがないよう会員に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 検査対象となる特定計量器

調剤用はかり（分銅を含む。）、健康診断記載用体重計、各種検査用はかり、給食用はかり（「給食用はかり」については、食材等の納品時に使用する検品用のはかり、残飯の計量に使用するはかりが対象となり、調理する際に食材及び調味料等を計るはかりは対象となりません。）

#### 2 定期検査を免除される場合

計量法第 25 条に規定されている「定期検査に代わる計量士による検査」に合格し、定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出を知事に行った計量器

### ※参考

この特定計量器の定期検査は、2 年に 1 回、知事が指定する日（告示）に行います。

また、計量器を取引又は証明に使用する場合には、検定証印等が付されている計量器でなければなりません。従って、ヘルスマーター等の家庭用はかりは取引又は証明には使用できませんので、ご注意ください。

〒781-5101

高知市布師田 3 9 9 2 - 3

高知県工業技術センター計量検定室

定期検査担当

TEL088-845-7770 FAX088-845-7771

# 高知県公報

発行  
県内  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
令和2年  
第2回  
(火曜日・金曜日)

日次

告示	〇県統計調査の実施	1	統計分析課
	〇救急病院の認定	1	医療政策課
	〇特定計量器の定期検査の実施(2件)	1	工業振興課
	〇漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出	3	漁業管理課
	〇道路の供用開始	4	道路課
公告	〇土地改良区の役員の就任	4	(農業基盤課)

## 告示

### 高知県告示第81号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例(平成21年高知県条例第7号)第3条の規定により告示する。  
令和2年2月18日

1 調査の名称 高知県知事 濱田 省司  
令和2年度自主防災組織の組織率等に関する調査

2 調査の目的  
県内における自主防災組織の市町村ごとの組織率等を把握し、南海トラフ地震対策を推進する上での基礎資料とするため。

3 調査対象の範囲  
(1) 地域 県内全域  
(2) 単位 市町村  
(3) 属性 県内の市町村

4 報告を求める事項及びその基準となる期日  
(1) 報告を求める事項  
ア 世帯数  
イ 自主防災組織数  
ウ 自主防災組織の加入世帯数  
エ 沿岸部の管内世帯数  
オ 沿岸部の自主防災組織数

### 沿岸部の自主防災組織の加入世帯数

キ	未設立の自主防災組織数	
ク	自主防災組織連絡協議会の有無	
ケ	自主防災組織の組織形態	
コ	家具転倒防止対策の補助要綱の策定状況	
サ	自主防災組織の名称	
シ	自主防災組織の所在地区名	
ス	自主防災組織の所在地区の津波浸水域内外の別	
セ	当該地区の自主防災組織の設立年度	
ソ	当該地区の自主防災組織の加入世帯数	
タ	当該地区の自主防災組織の県補助金の活用年度	
チ	当該地区の自主防災組織の活動の内容、参加人数及び実施月	
(2)	その基準となる期日	令和2年4月1日

### 報告を求める者

(1) 数 34市町村  
(2) 選定方法 全数

### 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査組織 県が報告者に直接報告を求める。  
(2) 調査方法 電子メールによる調査

7 報告を求める期間  
令和2年3月16日から同年4月15日まで

高知県告示第82号  
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。  
令和2年2月18日

医療機関の名称	所在地	高知県知事 濱田 省司 認定年月日	認定の有効 期限
---------	-----	----------------------	-------------

愛宕病院	高知市愛宕町一丁目1番13号	令2・2・31	令5・1・31
国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町一丁目2番25号	〃	〃

高知県告示第83号  
計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり行う。  
令和2年2月18日

1	指定の場所で行う定期検査	高知県知事 濱田 省司
	特定計量器の種類	非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮

### 革面設計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
東洋町	令和2年4月13日	午後1時30分から午後3時30分まで	ふれあい館なごみ
〃	令和2年4月14日	午前9時30分から午前11時30分まで	野根地区公民館
室戸市	〃	午後1時30分から午後3時30分まで	室戸市佐喜浜生活改善センター
〃	令和2年4月15日	午前9時30分から午前11時まで	旧高知県室戸保健所
〃	〃	午後1時30分から午後4時まで	高知県漁業協同組合稚各支所
〃	令和2年4月16日	午前9時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	室戸市保健福祉センター
〃	令和2年4月17日	午前9時から午前11時30分まで	吉良川公民館
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	羽根公民館
安田町	令和2年4月22日	午後1時から午後3時まで	安田町役場
奈半利町	令和2年5月11日	午前11時から午前1時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	奈半利町役場
北川村	令和2年5月12日	午前10時30分から正午まで	北川村役場
馬路村	〃	午後2時30分から午後3時30分まで	馬路村役場魚梁瀬支所

〃	令和2年5月13日	午前9時30分から午前11時30分まで	コミュニティセンターうまじ	月2日	11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	バス車庫前	大川村	令和2年6月18日	午前11時15分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	午後3時まで	大川村山村開発センター
川野町	令和2年5月14日	午後1時から午後3時まで	川野町役場	令和2年6月3日	午前11時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	高知県農業協同組合大田口支所集出荷場前	梶原町	令和2年7月7日	午後1時から午後4時まで	午後3時まで	梶原町役場
南園市	令和2年5月18日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	高知県農業協同組合口草支所	令和2年6月4日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	大豊町農工センター前	津野町	令和2年7月8日	午前9時30分から午前11時30分まで	午後1時から午後3時15分まで	津野町役場西庁舎
〃	令和2年5月19日	午前10時から午前11時30分まで	高知県農業協同組合十市支所	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	津野町役場木庁舎
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	稲生ふれあい館	上佐町	令和2年6月8日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	上佐町役場	安芸市	令和2年7月13日	午前10時30分から午前11時30分まで	高知県農業協同組合あき東支所
〃	令和2年5月20日	午前9時45分から午前11時45分まで	高知県農業協同組合長岡支所	〃	令和2年6月9日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	土佐町農村環境改善センター	〃	〃	午後1時から午後2時まで	東川公民館
〃	〃	午後1時30分から午後2時30分まで	岡豊ふれあい館	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	赤野公民館
〃	令和2年5月21日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時まで	高知県農業協同組合久礼田支所出荷場	佐川町	令和2年6月10日	午前10時30分から午前11時30分まで	高知県農業協同組合佐川支所黒岩事業所	〃	令和2年7月14日	午前10時30分から午前11時30分まで	伊屋木公民館
〃	令和2年5月25日	午前10時から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時30分まで	南国市役所北中庫前	〃	〃	午後1時から午後3時まで	高知県農業協同組合斗賀野支所	〃	令和2年7月15日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	安芸市健康ふれあいセンター元気館
芸西村	令和2年5月28日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	芸西村村民会館	〃	令和2年6月11日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後3時まで	佐川町役場	〃	令和2年7月16日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から午後2時30分まで	〃
本山村	令和2年5月27日	午前10時30分から午前11時30分まで	本山村役場吉野連絡所	日高村	令和2年6月16日	午前10時30分から午前11時30分まで	岩日地区ふれあいプラザ	四万十町	令和2年9月14日	午前10時15分から午前11時15分まで	四万十町仁井田町民会館
〃	〃	午後1時から午後3時まで	本山村プラザセンター	〃	〃	午後1時から午後2時30分まで	日高村保健センター	〃	〃	午後2時から午後4時まで	四万十町大正健康管理センター
大豊町	令和2年6	午前11時から午前	東土原川スクール	越知町	令和2年6月17日	午前10時30分から午前11時45分まで及び午後1時から	越知町役場	〃	令和2年9	午前9時30分から	四万十町昭和基幹

月15日	午前11時30分まで	集落センター
〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	四万十町役場十和 地域振興局
〃	令和2年9月16日 午前9時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後4時まで	四万十町役場本庁 東庁舎
〃	令和2年9月17日 午前9時30分から 午前11時まで	高知県農業協同組 合興津文研やさい 集川荷場
〃	午後1時から午後 2時30分まで	富農支援センター 四万十株式会社
中土佐 町	令和2年9月23日 午前10時30分から 午前11時45分まで	中土佐町スポーツ 文化センター
〃	午後1時30分から 午後3時30分まで	中土佐町役場大野 兄弟舎
〃	令和2年9月24日 午前10時から午前 11時45分まで及び 午後1時から午後 2時まで	中土佐町民交流会 館
須崎市	令和2年9月28日 午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後2時30分まで	多ノ郷公民館
〃	令和2年9月29日 午前10時30分から 午前11時30分まで	1:分公民館
〃	午後1時30分から 午後2時30分まで	浦ノ内公民館
〃	令和2年9月30日 午前10時30分から 午前11時45分まで 及び午後1時から 午後3時30分まで	須崎公民館
〃	令和2年10月	〃

月1日	令和2年4月13日から 同年12月25日まで（日 曜日及び土 曜日並びに 国民の祝日 に関する法 律（昭和23 年法律第 178号）第 3条に規定 する休日を 除く。）	午前9時から正午 まで及び午後1時 から午後4時まで	高知県工業技術セ ンター
室 市、安 芸市、国 南市、須 崎市、須 崎市、洋 東町、奈 利平町、 野田、田 野町、田 安町、北 川村、馬 路村、雲 西村、山 本町、大 豊町、佐 土町、大 川村、中 土佐町、 佐川町、 知蔵町、 榑原町、 高津村、 津野町及 び四万十 町			

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類  
非自動はかり、分銅及びおもり並びに皮革面積計

- (2) 検査対象区域  
室戸市、安芸市、南国市、須崎市、奥津町、奈半利町、田  
野町、安田町、北川村、馬路村、雲西村、本山町、大豊町、

土佐町、大川村、中土佐町、佐川町、越前町、榑原町、日高  
村、津野町及び四万十町

(3) 検査年月日  
令和2年4月13日から同年12月25日まで（日曜日及び土曜  
日並びに国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日を除  
く。）

高知県告示第84号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特  
定計量器の定期検査を次のとおり行う。

令和2年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定の場所で行う定期検査  
特定計量器の種類 皮革面積計

検査対象区域	検査年月日	受付時間	検査場所
土佐市、宿毛市、上佐清水市、四万十市、香南市、美市の町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町	令和2年10月15日及び16日	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	高知県工業技術センター

2 特定計量器の所在場所で行う定期検査

- (1) 特定計量器の種類  
皮革面積計

- (2) 検査対象区域  
土佐市、宿毛市、上佐清水市、四万十市、香南市、香美  
市、いの町、仁淀川町、大月町、三原村及び黒潮町

- (3) 検査年月日  
令和2年10月15日及び16日

高知県告示第85号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項

の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調査を次のとおり縦覧に供する。

令和2年2月18日

高知県知事 濱田 省司

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名  
室戸市

花岡 俊彦  
川口 重一  
山本 克之

(2) 加入区の名称  
羽根町加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
羽根町漁業協同組合

2 指定漁船調査の縦覧

(1) 縦覧期間

令和2年2月18日から同年3月3日まで

(2) 縦覧場所

羽根町漁業協同組合事務所

高知県告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年2月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年2月18日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市西土佐中半字江崎175番から 四万十市西土佐中半字江崎158番9まで	82	令和2年2月18日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、高知市長浜原土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員

員の届出があった。  
令和2年2月18日

高知県知事 濱田 省司

役名 (退任)	氏名	住 所
理事	澤部 義一	高知市長浜4307番地12
"	矢野 宏	瀬戸東町三丁目103番地
"	矢野 曙	長浜443番地16
"	仲村 賢真	" 4025番地
"	澤部 真二	" 3389番地1
監事	矢野 幸子	" 4443番地21
"	岡本 悌二	" 4313番地
(就任)		
理事	矢野 宏	高知市瀬戸東町三丁目103番地
"	澤部 真二	長浜3389番地1 改住22号
"	仲村 賢真	" 4025番地
"	矢野 賢士	瀬戸東町三丁目103番地
監事	岡本 明美	長浜3497番地1
"	矢野 桂助	" 4443番地29